京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例(平成25年11月11日京都市条例 第 31号)(文化市民局市民スポーツ振興室)

京都市市民スポーツ会館について,これまで,市民のスポーツ施設の利用機会の拡大を図るため,供用期間を延長する運用を行ってきましたが,当該運用について,条例に定めることにより,市民にとってより分かりやすい運用を実現するために,次のとおり京都市市民スポーツ会館条例を改正することとしました。

現行	改 正 後
休 館 日	休 館 日
1月1日から同月4日まで及び12月2	1月1日から同月 <u>3日</u> まで及び12月 <u>2</u>
8日から同月31日まで	<u>9日</u> から同月31日まで

この条例は, 平成25年11月11日から施行します。

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 1号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第4条中「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

附 則

この条例は,公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室)